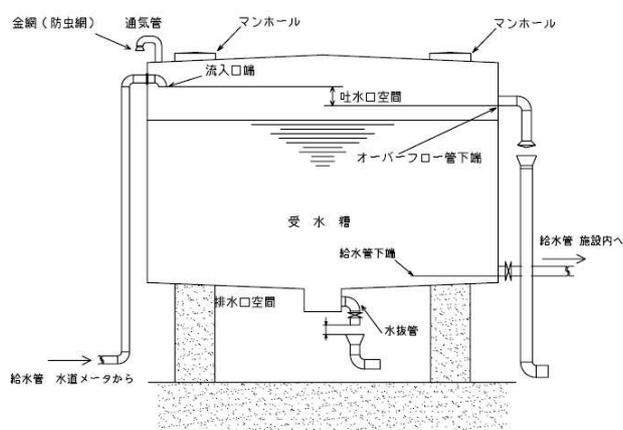


10m<sup>3</sup>以下の小規模貯水槽水道は検査機関による法定検査の義務はありませんが、前述のように、市水道事業給水条例により管理基準が定められていますので、それに沿って検査をして下さい。

水質検査等に関して不明な点があれば上下水道局営業課又は保健所生活衛生課にご相談下さい。

なお、清掃については、専門的知識、技能を有する愛知県知事の登録を受けた、建築物飲料水貯水槽清掃登録業者等による清掃をお勧めします。



#### 4. 日頃の点検のポイント

##### ○水槽の点検

受水槽や高置水槽について日常的に以下の点検をして下さい。

- 1) 水槽内部 沈殿物や浮遊物がないこと。内壁の汚れ、塗装の剥離がないこと。
- 2) 水槽の周辺 ごみ、汚物などが置かれていないこと。たまり水、湧き水がないこと。
- 3) 水槽本体 亀裂、漏水がないこと。開口部や接合部にすき間がないこと。水位センサーや管接合が固定され、防水密閉されていること。マンホールの蓋が施錠されていること。

